

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

第6-15号、第6-14号、第10-20号

③施設の情報

名称	吉江学園	種別	児童養護施設	
代表者氏名	理事長 藤井 信一郎	定員(利用人数)	40(34)名	
所在地	福井県鯖江市西番町24字1番地1			
電話番号	0778-51-1614	ホームページ	http://yoshie-gakuen.or.jp	
【施設の概要】				
開設年月日	昭和23年6月30日			
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人 吉江学園			
職員数	常勤職員	21名	非常勤職員	6名
専門職員	施設長	1名	栄養士	1名
	医師又は嘱託医	1名	調理員	3名
	児童指導員	4名	家庭支援専門相談員	1名
	保育士	8名	心理療法担当職員	1名
	個別対応職員	1名	その他	6名
施設・設備の概要	(居室数) 児童居室(大舎制17、小舎制5)	(設備等)	相談室、調理室、医務室、静養室、集会室、子育て支援室、学習室、面会室、心理療法室等	

④理念・基本方針

私たちは、子ども達をかけがえのない存在として尊重し、生命と人権を守り、優しい心を育みます。子ども一人ひとりとの関りを丁寧に積み重ね、細やかな心遣いにあふれた援助を目指します。

⑤施設の特徴的な取組

大舎の他に小規模のグループケア棟を持ち、調理実習など退園後のスキルを高める取り組みを行っている。また、福井市と鯖江市とショートステイの契約を締結し、積極的に受け入れを実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年7月20日(契約日)～平成30年1月30日
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成26年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点
○福祉人材の確保・育成
職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制は明確で、職員の就業状況を把握している。職員の意見書を基に年1回の個別面談を実施し記録も残されている。また、福利厚生として人間ドックの補助等を実施しているほか、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、休暇取得方法の改善等を行っている。

○行動上の問題及び問題状況への対応、心理的ケア
臨床心理士が心理支援を必要とする子どもについて、個人の心理計画表を作成するほか、担当者は心理面からの支援を自立支援計画に記載し、職員間で共有している。また、心理面からの支援の必要な子どもには、臨床心理士の面接やソーシャルスキルトレーニング(SST)に継続的に取り組んでいる。心理的に問題となる子どもの保護者に対しては児童相談所を通じて定期的な支援を行っている。

◇改善を求められる点
○事業計画の策定、養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組
中・長期計画を作成し、その内容を反映した単年度における事業内容を具体的に示し、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容になっていることが望まれる。

○被措置児童等虐待対応、思想や信教の自由の保障
体罰等における処分規定の明確化が望まれる。また、虐待行為や不適切対応があった場合の対応について文書化するとともに、不適切なかかわりの防止と早期発見の実施に向けてのマニュアルや規定の整備が望まれる。被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルを整備し、活用されることが望まれる。

○健康と安全、性に関する教育
性の正しい知識を育てるため、外部講師を招くなど研修を積極的に受け、カリキュラム作成のうえ教育することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審でご教示頂いたことを真摯に受けとめ、全職員で「前進への課題」と捉え考察し実施していきます。今まで以上に意識を高く持ち、子ども達の生活が充実できるよう、さらには社会に貢献できるよう精進していきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	理念、基本方針が明文化され、ホームページ、パンフレット等に記載し、周知が図られているが、会議や研修会による職員への説明は行われていない。また、わかりやすい資料を作成するなど、子どもや保護者に対する周知の工夫が図られておらず、周知状況の確認もしていない。	
	理念、基本方針を、会議や研修会等により職員へ周知を図るとともに、子どもや保護者に対してもわかりやすい資料を作成するなどして周知をはかり、周知の状況を確認する継続的な取組を行うことが望まれる。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

	評価細目・判断基準	評価結果
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されていない。	
	施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析し、養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行うことが望まれる。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	財務状況が安定していることから、経営に関して具体的な課題や問題点を明らかにしてこなかったが、入所人数の減少とという課題が浮上し、職員へ周知するとともに、職員の専門性を高めると同時に、関係機関への働きかけを始めた。	
	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにすることが望まれる。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

	評価細目・判断基準	評価結果
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	組織決定を経た中・長期計画、収支計画は策定していない。	
	理念や基本方針の実現に向けて、目標を明確にした中・長期計画を策定することが望まれる。	
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	事業計画は、中・長期計画の内容を反映した事業内容が具体的に示されていなく、前文と行事計画、予算書のみである。	
	中・長期計画を作成し、その内容を反映した単年度における事業内容を具体的に示し、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容になっていることが望まれる。	

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
	事業計画は、職員の参画や意見の集約・反映のもとで策定されているが、実施状況があらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握・評価されていない。また、評価の結果に基づいた見直しもされていない。	
	事業計画の実施状況をあらかじめ定められた時期、手順に基づいて把握・評価をし、結果に基づいて見直しを行うよう望まれる。	
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	事業計画は、子どもや保護者等に周知されていない。	
	事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等に周知し、理解を促すことが望まれる。	

Ⅰ-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
8	Ⅰ-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	評価結果は、第三者評価委員会で評価し、担当の委員会にて、分析・検討をしている。しかし、検討された内容は、組織としてまとめられていない。	
	担当の委員会で分析・検討した結果を施設としてまとめ、第三者委員会で再評価することが望まれる。	
9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	評価結果をふまえて改善し、一部については文書化され職員間で課題の共有化が図られているが、施設全体としての、改善計画の策定や必要に応じた見直しは行っていない。	
	評価結果全体について、施設としての改善計画の策定や見直しを行うことが望まれる。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 施設長は、事業計画にて施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にし、職務分掌等に自らの役割と責任を明文化するとともに、職員会議において表明し周知が図られている。また、有事における役割と責任について明確化している。しかし、施設の広報誌等には、自らの役割と責任について掲載していない。 施設長として、施設の広報誌等に、自らの役割と責任について掲載することが望まれる。	b
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、法令遵守の観点での施設長研修会等に参加している。虐待防止等法令に関しては、職員会議等で周知を図っているが、幅広い分野について遵守すべき法令等の把握や取組は十分とは言えない。 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行うことが望まれる。	b

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

評価細目・判断基準		評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 施設長は、養育・支援の質の現状について評価・分析を行い、職員の、子どもへの対応の改善を考慮して、施設長自ら、毎日の引継ぎに参加して指導力を発揮している。また、職員からの意見を反映するため職員意見書制度を採り入れ、養育・支援の質の向上を図っている。	a
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて分析を行い、職務分担を見直しや休日取得の改善を行い、職員の働きやすい環境整備に取組んでいる。また、施設に問題が生じた場合には、緊急会議を開催するように改め、自らも積極的に参画している。	a

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

評価細目・判断基準		評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針は確立しておらず、慣習的に行われてきた。しかし、養育・支援に関わる専門職の配置については臨床心理士資格の取得支援を行う等、効果的な福祉人材の確保・育成が行われている。また、加算職員の配置に取組み、特別指導員を採用し人員体制の充実に努めている。 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立することが望まれる。	b
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 「期待する職員像等」・人事基準・職員評価・処遇改善の必要性等、職員が自ら将来の姿を描く事が出来るような総合的な仕組みが構築されていない。 「期待する職員像等」・人事基準・職員評価・処遇改善の必要性等、職員が、自らの将来の姿を描くことのできる総合的な仕組み等を明確にすることが望まれる。	c

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目・判断基準		評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制は明確で、職員の就業状況を把握している。職員健康診断を実施し、職員の意見書を基に年1回の個別面談を実施し記録も残されている。また、施設としての相談窓口は臨床心理士が担当している。福利厚生として人間ドックの補助等を実施している。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、休暇取得方法の改善を行っている。	a

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目・判断基準		評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 職員一人ひとりの育成に向けた取組は行われていない。 施設として、「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理の仕組みを構築し、それを基に職員育成の取組を行うことが望まれる。	c
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 職員教育・研修に関する基本方針や計画は策定されていない。 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、それに基づいて教育・研修を実施することが望まれる。	c
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 個別の職員の専門資格取得状況は把握しファイルされているが、知識・技術水準は把握していない。新任職員等に対するOJTは適切に行われている。職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修は行われていない。外部研修に関する情報提供は適切で参加を奨励している。 個別の職員の知識・技術水準を把握し、それらに応じた教育・研修を実施することが望まれる。	b

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生受け入れマニュアルが整備され、その中で基本姿勢を明文化している。実習プログラムは学校が用意したもので対応している。実習期間中においても学校側と継続的な連携を維持するためカンファレンスを実施している。実習指導者の研修は実施していない。 実習指導者に対する研修を実施することが望まれる。		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
ホームページにて施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。ショートステイ等の福祉向上の取組の実施状況、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制について公表している。苦情・相談は適切に実施し記録も残している。地域に向けて活動等を説明する広報誌を配布している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
経理規程や職務分担表が明確にされ職員に周知しており、職務分掌と権限・責任は明確である。必要に応じて社協の経営相談室等に相談し、助言を得ている。内部監査は定期的実施し記録も残されている。公認会計士等による外部監査は実施していない。 公認会計士等の外部監査を実施し、結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施するよ望まれる。		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
地域との関わり方について基本的な考え方は「地域活動マニュアル」に文書化している。子どもや職員は町内会活動や地区青少年活動に参加し、地域の人々に向けたコミュニケーションを心がけている。病院や買い物等、個々の子どものニーズに応じて、社会資源を利用している。また、施設の体育館は、学校の友人へも開放し、共に遊ぶ環境づくりを行っている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア等受け入れに関する基本姿勢はマニュアルに明文化している。学校教育等への基本姿勢も明文化し、学校教育への協力や相互の連絡体制を確認している。ボランティアに対しては、子どもとの交流方法や立入り制限等の研修を実施している。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
地域の関係機関・団体について、社会資源を明示したファイルを作成し、職員間で情報の共有化が図られている。児童相談所や児童施設連絡協議会等と定期的な連絡会を行っている。また、地域NPO等の団体と子どものアフターケア等、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準		評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
施設は、市の災害時要援護者利用施設に指定されている。また、地域文楽へ施設として参加し、地域の活性化やまちづくりに貢献しているが、地域住民等の交流を施設内で行っていない。 施設のスペースを利用して、地域住民の生活に役立つ講演会や相談事業等を実施することが望まれる。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
市の児童福祉課との連携に基づきショートステイを実施している。その際、利用者に問題点が有れば適切な支援につなげるよう関係機関と協議している。しかし、地域の福祉ニーズの把握や社会福祉事業にとどまらない地域貢献等は実施していない。また、民生委員・児童委員との会合は、施設見学等に訪れた時になされているが、定期的な会議とはなっていない。 施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握や民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催し、具体的な福祉ニーズ把握に努めることが望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

評価細目・判断基準		評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
子どもを尊重した養育・支援について、全養協の倫理綱領に基づき実践している。基本姿勢は「子どものための生き方ノート」を作成し自立支援計画票に反映させ個々の養育支援に役立てている。 しかしながら、子供の尊重や基本的人権への配慮について定期的な研修や把握・評価までは行っていない。 子どもの尊重や基本的人権への配慮について定期的な研修や把握・評価の実施が望まれる。		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
	マニュアルを整備し、プライバシー保護に配慮している。子どもには子どものための生き方ノートを使って子どもの権利について説明している。施設内虐待防止マニュアルには不適切な事案が発生した場合の対応方法も記載されている。また、人権擁護・人権侵害の防止のための点検表に基づき年2回自己チェックしている。	

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	入所前にホームページ及び施設のパンフレット等を利用して、児童相談所で子ども・保護者等に説明をしており、入所前の見学対応等も積極的に行っている。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	入所にあたり、説明と同意に関して、子ども・保護者等に対しわかりやすく説明を行っているが、同意についての文書が作成されていない。また、意思疎通が困難と思われる子どもや保護者等への配慮についてルール化していない。	
	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を書面で得ることが望まれる。また、意思疎通困難な子どもや保護者等について同意を得るときの配慮などについて、明文化することが望まれる。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	措置変更や家庭への移行時に著しい変更や不利益が生じないように変更先の職員や保護者等には説明しているが、文書では行っていない。	
	養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ内容、退所後の相談担当者名を文書に明示して渡すことが望まれる。	

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

評価細目・判断基準		評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	毎月開かれる子ども会議で意見・要望を聞いて改善に向けた取組を行っている。基本的には小学生の子供会議には職員が同席している。	

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	苦情解決の体制は、第三者委員会の設置も明示され、仕組みについても園内に掲示されている。また、記録も整理されている。しかしながら、苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）の実施は行われていない。苦情に対しての公表等の仕組みもない。	
	保護者に対して苦情解決についての資料を配布するとともに、苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮し、公表するためのルールを検討されたい。	
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	子どものための生き方ノートを子ども全員に配付し、職員が子どもにわかりやすく説明している。また「ヒミツの手紙」と書かれた投書箱があり施設長が管理している。内容によっては、職員へ話すことは無いが職員や子供はそのことを理解している。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	子どもからの相談、意見を受けた際の対応については、苦情・要望に関するマニュアルに基づき対応がなされている。相談を受けた場合、翌日の申し送り時に職員間で共有・相談し、子供への返事等の対処をしている。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	危機管理委員会が設置されている。子どもの安全を脅かす事例についての収集がなされておらず、対応策の検討や研修等の取組が行われていない。子どもの安心と安全を脅かす事例を収集し、園内で分析・検討等を行い対応することが望まれる。	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	危機管理マニュアルに感染症対策に関する項目があり、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対して適切に対応している。保育委員会を中心に定期的に研修会を行うことが望まれる。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	防災マニュアルが整備され、毎月避難訓練が行われている。行政との協力体制も整備されている。なお、備蓄リストも作成している。	

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

評価細目・判断基準		評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
	養護マニュアルに基づき、子どものための生き方ノートを用いた養育・支援の標準的な実施方法が作成されている。職員への周知は、申し送りにおいて説明を行っており、職員は理解している。標準的な取組が行われているかどうかの確認方法は、自立支援計画票・チェックリストを利用することで確認できる仕組みとなっている。	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	子どもの養育・支援については、半期ごとに見直しが行われ、子どもの意見を聴きながら自立支援計画を作成する仕組みになっている。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。 自立支援作成マニュアルが作成されており、アセスメントに基づく自立支援計画策定は、受け持ち担当の責任で行っている。特に支援困難なケースについては、毎月児童相談所との会議や学校を交え検討している。	a
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。 自立支援計画は、原則として年2回、さまざまな職種の職員が参加するアセスメント会議を経て、評価・見直しが行われている。自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みについては、整備されていない。 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。	b

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 子どもの生活状況等は、児童簿に記録している。職員会議・ケース会議・申し送り等により、さまざまな職種の職員の意見交換が行われ情報は共有されている。 パソコンは事務所にしか置いておらずネットワークシステムは無い。	a
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 個人情報の管理については、情報管理マニュアル・情報開示マニュアル・就業規則に記載され適切に管理運用されている。個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明までは行っていない。 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明することが望まれる。	b

Ⅳ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅳ-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

	評価細目・判断基準	評価結果
46	Ⅳ-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。 ケース会議や児童相談所連絡会、引き継ぎ時等において子どもの様子を検討し、子どもの最善の利益について検討するとともに、個々の成長に応じた対応を心掛けている。特に知的障害を抱えている子どもには、将来の自立に向けての支援を実践している。	a
47	Ⅳ-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 日々の引き継ぎ時や職員会議で子供にどのように話をするか検討し、検討した結果に基づき子供に知らせるようにしている。話した後は、担当者及び他の職員も注意深く見守っている。	a

Ⅳ-1-(2) 権利についての説明

	評価細目・判断基準	評価結果
48	Ⅳ-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 子どもの権利については子どものための生き方ノートを使い年齢に配慮して職員が説明している。 職員は子どもの権利に関する勉強会を実施していない。 子どもの権利について職員研修の実施が望まれる。	b

Ⅳ-1-(3) 他者の尊重

	評価細目・判断基準	評価結果
49	Ⅳ-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 食事時間、自由時間を利用し、子どもと触れ合う時間を作っている。子ども同士のけんか等については、当事者を集め、お互いの言い分を十分に聞き、納得するまで話し合いを持っている。	a

Ⅳ-1-(4) 被措置児童等虐待対応

	評価細目・判断基準	評価結果
50	Ⅳ-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 就業規則に体罰の禁止に関する項目は記載されているが、処罰規定は無い。 体罰禁止についての研修会も特に行っていない。 虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告する体制が文書化されていない。 体罰等における処分規定の明確化が望まれる。 園内で被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を参考に研修することが望まれる。 虐待行為や不適切対応があった場合の対応について文書化されることが望まれる。	c
51	Ⅳ-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることの仕組みが構築されていない。「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みも作られていない。 不適切なかかわりの防止と早期発見の実施に向けてのマニュアルや規定の整備が望まれる。	c
52	Ⅳ-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 子どものための生き方ノートに記載されているが、外部への通報のみで、実際に起こった時に職員が対応できるマニュアルは整備されていない。 施設内での研修チームも構成されていない。 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルを整備し、活用されることが望まれる。	c

IV-1-(5) 思想や信教の自由の保障

評価細目・判断基準		評価結果
53	IV-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 思想や信教の自由を保障することは、子どものための生き方ノートを利用して説明している。	a

IV-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

評価細目・判断基準		評価結果
54	IV-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。 入所相談から施設入所まで、入所マニュアルに沿って園の生活を説明し、質問に応じたりして不安を取り除く努力をしている。	a
55	IV-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 生活改善に向けて、子ども会議で子どもが考え、そのことについて職員と話し合えるようになってきている。しかしながら、子ども会議は月1回と回数が少なく園の行事の一環として行われている。 子ども会議だけでなく、子どもたちが日常生活において改善したいことがあれば、自主的に検討する機会を確保することが望ましい。	b

IV-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

評価細目・判断基準		評価結果
56	IV-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 パソコン・iPadやテレビゲームの利用については、ルールが決められている。また、テレビ、新聞、雑誌等を置いている。	a
57	IV-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 個々にお小遣い帳があり、買い物をした時は必ずレシートを持って帰り、お小遣い帳に記載することとなっている。自立を控えた子どもに対して、一人暮らしに対する教育訓練等は行っていない。 児童手当金は、貯蓄しており退所時に渡すことになっている。 自立を控えた子どもに対して一人暮らしに対する教育訓練等、模擬的に実施することが望まれる。	b

IV-1-(8) 継続性とアフターケア

評価細目・判断基準		評価結果
58	IV-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。 家庭復帰後1年間は担当を決め、アフターケア計画を立案し支援している。その後、必要な児童の場合は継続支援している。家庭復帰後に相談を受けられることを本人や家族に児童相談所と同行訪問して伝えている。これらの経過はアフター記録として記載されている。	a
59	IV-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。 高校中退や就職内定取り消し者をできるだけ早く把握し、措置期間延長の手続きを取っている。また、本人の生活能力などを勘案し、復帰後不安定な生活が予測される場合は措置延長を利用し支援を行っている。	a
60	IV-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 退所後の生活技術を高めるために、調理実習の機会をとらえて、お金の使い方や生活費の配分、病気の時の対応など具体的な学習の場を持っている。退所後は1年間アフター担当職員が決められ、支援を継続している。また、就労先の上司などとの連絡も記録されている。1年に1回、中高校生はキャンプを利用し退所者との交流も持っている。	a

IV-2 養育・支援の質の確保

IV-2-(1) 養育・支援の基本

評価細目・判断基準		評価結果
61	IV-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。 臨床心理士が全員を面接し、その後、必要な子供たちには継続して心理面接を行っている。また、臨床心理士のアドバイスを日頃のかかわりに活かしている。1人の保育士が2~4名の児童を担当し、児童相談所の記録を参考に生育歴の把握に努め、自立支援計画を立案している。1年に1回園長が利用者アンケートを行い支援に活かしている。	a
62	IV-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 担当者、副担当を決めて基本的欲求を把握しやすい体制を組んでいる。月1回担当者と子どもと一緒に居室整理を行い、基本的欲求を把握するように努めている。幼児室は職員室の隣にあり、夜間の対応もすぐできるように工夫している。	a
63	IV-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 衣服の洗濯や整理、身の回りの整頓はできる限り自分でできるように指導している。子どもが問題行動を起こした時、ふりかえりノートを活用、一緒に解決策を考える場を持っている。朝・夕の忙しい時間帯は早出や遅出の勤務体制を工夫し、子どものいる時間帯に職員の配置を多くしている。	a
64	IV-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。 園の生活に慣れてから、できるだけ早く幼稚園に就学させている。小学1年よりiPadの使い方を教え、時間を区切って楽しむの一つとしている。地区のスポーツ大会やかるた会、地区祭りに参加している。読み聞かせボランティアの協力も得ている。幼児や高校生まで、発達段階に応じた図書などが用意され、子どもたちにも希望図書を募っている。	a

65	IV-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	養護マニュアルにより、環境整備やプライバシー保護、テレビの視聴、ゲームなどにおいてのルールを指導している。子どもたちに園の居室の掃除や環境整備係（花壇・野菜作り）、図書係などの役割を持たせ、様々な生活技術の体験の場としている。調理実習では、日常生活における生活技術（ごみの出し方、食材の選び方、生活費の配分など）を教えている。また、夕方の集会で交通事故対応などを周知している。	

IV-2-(2) 食生活

	評価細目・判断基準	評価結果
66	IV-2-(2)-① 食事は、回らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	中高校生の食事時間は部活やアルバイトなどを考慮し柔軟に対応している。食事時間が遅くなる子どものために電子レンジ、ホットプレートなどが用意されている。職員も子どもたちと一緒に食事をし、和気あいあいと会話しながら食事をとっている。子どもたちの座席は子どもの状態を見て決めている。年1回は担当職員と子どもと一緒に外食する計画を立てている。小舎制では各自好みの茶碗や湯飲みで食事をとっている。	
67	IV-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
	宿直者が毎日検食し、味・量を評価している。年1回嗜好調査をし、献立に活かしている。また、調理師が子どもたちの食事の様子を毎回観察している。給食委員会は月1回会議を開き、献立や食堂の環境衛生なども検討している。アレルギーの有無は皮膚科の医師より診断を受けている。アレルギー-幼稚園児は園で作ったアレルギー対応のお弁当を持参する。小中学生は学校と連携し給食にアレルギー対応の食事を依頼している。	
68	IV-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
	小学生には調理体験を重視し、中高校生は実際に調理実習を行い、食への知識や調理能力を高める取り組みをしている。行事食として、七五三、入学式、誕生会、卒業式など行事に合わせてメニューを工夫している。小学生は職員とともに配膳の手伝いをし、中学生は職員とともに食後の後片づけを行っている。	

IV-2-(3) 衣生活

	評価細目・判断基準	評価結果
69	IV-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	年3回衣服の購入を行っている。中学生は職員の同行で購入し、高校生は自分で購入する。居室整理の際、衣服の管理や選び方などについてアドバイスしている。洗濯などはマニュアルにそって、洗剤の選び方や干し方などをアドバイスしている。	

IV-2-(4) 住生活

	評価細目・判断基準	評価結果
70	IV-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
	室内は明るく木目も鮮やかで清潔で癒される雰囲気であり、子どもたちの居室も整頓が行き届いている。トイレや洗面所は踏台なども準備されている。子どもたちの中から、環境・文化係を決め、庭の花壇や野菜作り、園の環境整備の役割を担っている。	
71	IV-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
	高校生と一部の中学生は小舎制、その他は大舎制で養育を行っている。各居室内はそれぞれ子どもたちで机やベットの配置を工夫している。年少児は保育室に保育者が常にいるように配慮している。	

IV-2-(5) 健康と安全

	評価細目・判断基準	評価結果
72	IV-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
	幼児排せつチェック表や生理チェック表などで健康状態の把握を行っている。養護マニュアルにより、清潔、健康管理、散髪、幼児入浴、洗濯、入院、受診、休日・急患診療、防犯ベルなどの対応・指導を行っている。防犯ベルに関しては、警察の指導を受け、女子は全員に、男子は希望者に防犯ベルを配布している。交通安全については学校安全マップを掲示し注意を喚起している。全員に自転車のマナー（自転車安全利用5原則）を徹底するとともに損害保険にも加入している。	
73	IV-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	協力病院により年2回健康診断を受けている。保育委員会健康管理を担い、担当が個人の健康状態を把握、健康診断個人票を管理している。服薬の必要な子供に対しては、薬を事務所で管理しその都度手渡し目視している。薬の説明書は2年間保存している。中高校生には薬の説明をしている。職員は食中毒予防講習会などに参加している。ノロウイルス対応として、手洗いの注意喚起とトイレ3か所に消毒セットを設置している。	

IV-2-(6) 性に関する教育

	評価細目・判断基準	評価結果
74	IV-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	性の問題に発展しそうな日頃の出来事に対しては、個別で子どもたちと話し合っている。また、外部研修にも参加しているが、性の正しい知識を育てるようなカリキュラム作成までには至っていない。	
	性の正しい知識を育てるため、外部講師を招くなど研修を積極的に受け、カリキュラム作成のうえ教育することが望まれる。	

IV-2-(7) 自己領域の確保

	評価細目・判断基準	評価結果
75	IV-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
	自分のものを大事にする習慣を作るため、タンスやおもちゃ、道具箱などに名前を記載するとともに、バスタオルや歯ブラシなどは個人用を用意している。	
76	IV-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
	個別にアルバムを作成し、幼児以上は個人管理としている。アルバムには職員の言葉を記入している。	

IV-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

	評価細目・判断基準	評価結果
77	IV-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 不適切な行動があった場合、振り返りノートで子どもと一緒に振り返り励ましている。また、職員会議や引継ぎなどで指導内容を検討している。養護日誌に詳細に記録されていた。また、園内で対応ができない場合、児童相談所や警察、家庭裁判所などに相談、協力も得ている。	a
78	IV-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 理念・基本方針に人権を育てるとうたっている。入所時間もない子どもに対して、信頼関係を築くような対応を職員間で共有している。施設内虐待防止マニュアルに沿って、日頃より子ども間の小さな変化を感じるように努めている。問題発生時、子ども生き方ノートを用いて子どもと話し合いを持っている。	a
79	IV-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。 保護者への対応マニュアルを作成するとともに、対応方法を一覧し、職員間で共有している。緊急時には非常時対応連絡網を作成し、警察、児童相談所などとすぐに連絡できる体制をとっている。	a

IV-2-(9) 心理的ケア

	評価細目・判断基準	評価結果
80	IV-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 臨床心理士が心理支援を必要とする子どもについて、個人の心理計画表を作成している。担当者は心理面からの支援を自立支援計画に記載し、職員間で共有している。また、臨床心理士の面接やソーシャルスキルトレーニング(SST)に継続的に取り組んでいる子どももいる。心理的に問題となる子どもの保護者に対しては児童相談所を通じて定期的な支援を行っている。	a

IV-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

	評価細目・判断基準	評価結果
81	IV-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に合わせた学習支援を行っている。 月曜日から土曜日まで外部の学習指導員が来園し子どもの学習指導を行っている。学習が遅れている子どもに対しては日曜日に職員が学習支援を行っている。特別活動指導員から かるた の指導も受けている。広い学習室が用意されている。提出物チェック表や宿題確認ファイルなどで学校の教員と連携し支援を行っている。特別支援学校に通学している子どもの就職に際しては、学校と個別移行支援計画について話し合いを持っている。	a
82	IV-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 学校よりの情報をもとに、進路選択に関して、中学3年生から定期的に、子どもと目標について話し合いを行っている。現在、奨学金を利用して短大への進学を希望している子どもに対しては児童相談所と連絡を取り合い保護者の理解を得るように働きかけている。高校中退の子どもの場合は措置延長をして新たな高校への進学を支援している。	a
83	IV-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 アルバイトに関しては学校の許可を得ながら、アルバイト先への対応方法や社会的マナーを指導している。また、金銭管理に関しては調理実習体験の機会に学習の機会を作っている。園として実習先の開拓や職場実習は計画していない。 今後、子どもたちにどのような実習先や職場体験の場が必要か検討をされ、機会提供することが望ましい。	b

IV-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

	評価細目・判断基準	評価結果
84	IV-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 家族支援専門相談員を窓口児童相談所とも連絡調整し家族の支援に取り組んでいる。保護者との面会の結果は養護日誌に記録し、他の職員と情報を共有している。家族との面会では傾聴を重視し関係作りを力を入れている。家族との外出や帰省時の保護者との過ごし方を子どもから聞き、不適切なかかわりの早期発見に努めている。運動会や文化祭、卒業式などには保護者に参加を呼び掛けるとともに、必要時、学校の保護者会にも出席をお願いしている。	a

IV-2-(12) 親子関係の再構築支援

	評価細目・判断基準	評価結果
85	IV-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 家庭支援専門相談員が中心に自立支援計画を立案している。本年度中に家庭支援専門相談員を2名体制にし、さらにきめ細かく対応する予定である。児童相談所や学校とも連携し家族支援の取組を行っている。退所に向けての長期帰省の試みでは、つますかないように児童相談所とともに子どもや家族に支援している。	a

IV-2-(13) スーパービジョン体制

	評価細目・判断基準	評価結果
86	IV-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。 毎日の引継ぎ時やフロア別話し合いでは、上司よりアドバイスが得られている。しかし、外部にまでは相談する体制がとられていない。 施設の外部からも、随時、スーパービジョンを受けられる体制づくりを検討されたい。	b